

国指定男女群島鳥獸保護区

男女群島特別保護地区

指定計画書

(案)

平成 年 月 日

環 境 省

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

男女群島特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

長崎県五島市所在男女群島（^{おしま}男島、^{じま}クロキ島、^{よりしま}寄島、^{じま}ハナグリ島及び^{めしま}女島）の区域

(3) 特別保護地区の存続期間

平成25年11月1日から平成45年10月31日まで（20年間）

(4) 特別保護地区の指定区分

集団繁殖地の保護区

(5) 特別保護地区の指定目的

当該区域は、長崎県五島市に属し、五島列島の福江島から南南西の海上約70キロメートルに位置する島嶼群である。男島、クロキ島、寄島、ハナグリ島及び女島で構成され、総面積は416ヘクタールである。島の周囲は高い海蝕崖で形成され、上陸できる海岸は男島及び女島の数カ所しかなく、現在は無人島となっている。また、気候が温暖で降水量も豊富なことから、タブ、モクダチバナ等の照葉樹で構成される密林が発達している。

当該区域は、天敵がないこと、周囲は対馬海流が分岐する海域であり、鳥類の餌となる魚類に恵まれていることから、オオミズナギドリ、カツオドリ等の水鳥の集団繁殖地となっている。また、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づく国内希少野生動植物種に指定され、南西諸島及び男女群島の森林のみに生息するアカヒゲを始め、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく天然記念物に指定されているカラスバト等が生息している。

このように、当該区域は主に多様な鳥類の集団繁殖地として重要であることから、集団繁殖地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息するこれらの鳥類及びその生息地の保護を図るものである。

2 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 保護管理方針

- 1) 専門家の同行の下、鳥類の生息状況調査及び巡視を行い、当該区域内の鳥類の生息状況の把握に努める。
- 2) 関係機関等との連携を図り、鳥類の繁殖地及び生息地としての適正な保全を図る。

3 指定する特別保護地区の土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 416 ha

内訳

ア 形態別内訳

林野 416 ha
 農耕地 ー ha
 水面 ー ha
 その他 1 ha

イ 所有者別内訳

国有地	416 ha					
国有林	林野庁所管	415ha	制限林	415ha	保安林	415ha
					普通林	ーha
	文部科学省所管	ーha			その他	ーha
国有林以外の国有地			財務省所管	ー ha		
			国土交通省所管	1 ha		
地方公共団体有地	ー ha			都道府県有地	ーha	
				市町村有地等	ーha	
私有地等	ー ha					
公有水面	ー ha					

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域	ーha	自然環境保全地域特別地区	ーha
		自然環境保全地域普通地区	ーha
自然公園法による地域	ーha	特別保護地区	ーha
		特別地域	ーha
		普通地域	ーha
文化財保護法による地域	416ha		
(名称 男女群島 (国指定天然記念物))			

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 特別保護地区の位置

当該地域は、長崎県五島市に属し、五島列島の福江島から南南西の海上約70キロメートルの位置にあり、東シナ海に浮かぶ絶海の孤島である。

北から、男島、クロキ島、寄島、ハナグリ島及び女島で構成され、総面積は416

ヘクタールである。島の周囲は高い海蝕崖で形成され、上陸できる海岸は男島・女島の数カ所しかない。

イ 地形、地質等

地形について、男島は、本群島最大の面積（2.81平方キロメートル）を有し、東西に長く伸びた台地状地形を呈しており、最高点は217メートルである。女島は、本群島2番目の面積（1.34平方キロメートル）を有し、ひょうたん型にくびれて南北に分かれており、最高点は本群島で最高の283メートルである。クロキ島、寄島、ハナグリ島の3島は、いずれも小面積（0.7平方メートル）の小島であるが、標高は100メートル以上あり、極めて急峻で上陸は困難である。

地質は、溶結凝灰岩である。

ウ 植物相の概要

植生は、タブ、モクダチバナを中心に、その他ヤブニッケイ、マサキ及び海岸草本植生等から成り立っている。

エ 動物相の概要

オオミズナギドリ、カツオドリ等の水鳥の繁殖地となっている。また、南西諸島と男女群島の森林のみに生息するアカヒゲを始め、カラスバト等が生息している。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

被害なし

5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域において、第32条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

6 施設整備に関する事項

- | | |
|---------------|----|
| (1) 特別保護地区用制札 | 5本 |
| (2) 案内板 | 1基 |

ア 鳥類

(別表)男女群島

目	科		種または亜種	種の指定等
カモ	カモ		ヒドリガモ	
			マガモ	
			カルガモ	
			コガモ	
ハト	ハト		カラスバト	国天, NT
		○	キジバト	
ミズナギドリ	ミズナギドリ	○	オオミズナギドリ	
カツオドリ	カツオドリ	○	カツオドリ	
	ウ	○	ウミウ	
ペリカン	サギ		ゴイサギ	NT
			ササゴイ	
			アマサギ	
			アオサギ	
			チュウサギ	
			コサギ	
			クロサギ	
カッコウ	カッコウ		ホトトギス	
アマツバメ	アマツバメ	○	ハリオアマツバメ	
			アマツバメ	
	セイタカシギ		セイタカシギ	VU
チドリ	シギ		タシギ	
			チュウシャクシギ	
			キアシシギ	
			イソシギ	
			ヤマシギ	
	カモメ		ウミネコ	
	ウミスズメ		カンムリウミスズメ	VU
	ミサゴ	○	ミサゴ	NT
			ハチクマ	NT
		○	トビ	
タカ	タカ		ハイイロチュウヒ	国内希少, NT
			オオタカ	
			アカハラダカ	
			ツミ	
			ハイタカ	
			サシバ	VU
			ノスリ	
フクロウ	フクロウ		コノハズク	
ブッポウソウ	カワセミ		ヤマショウビン	
	ブッポウソウ		ブッポウソウ	EN
ハヤブサ	ハヤブサ		チョウゲンボウ	
		○	チゴハヤブサ	国内希少, VU
			ハヤブサ	
	サンショウクイ		サンショウクイ	
	コウライウグイス		コウライウグイス	
			チゴモズ	CR
	モズ		モズ	
			アカモズ	EN
	カラス	○	ハシブトガラス	
	ヒバリ		ヒバリ	
			ショウドウツバメ	
	ツバメ		ツバメ	
			コシアカツバメ	
			イワツバメ	
	ヒヨドリ		ヒヨドリ	

ウグイス		ウグイス ヤブサメ	
ムシクイ		キマユムシクイ メボソムシクイ センダイムシクイ	
メジロ	○	メジロ	
センニュウ		シマセンニュウ ウチヤマセンニュウ	
ヨシキリ		オオヨシキリ	
ムクドリ	○	ムクドリ コムクドリ	
		ツグミ <u>アカヒゲ</u> シマゴマ ジョウビタキ ノビタキ	国内希少, VU
スズメ	○	イソヒヨドリ エゾビタキ サメビタキ コサメビタキ ムギマキ オオルリ	
スズメ		スズメ	
		イワミセキレイ ツメナガセキレイ キセキレイ ハクセキレイ マミジロタヒバリ ビンズイ ムネアカタヒバリ タヒバリ	
セキレイ	○ ○		
アトリ		アトリ カワラヒワ マヒワ アカマシコ シメ コイカル	
ホオジロ		シロハラホオジロ ホオアカ コホオアカ カシラダカ ミヤマホオジロ シマアオジ シマノジコ アオジ	CR
シジュウカラ		シジュウカラ	
合計(種)			101種

(注)

- 鳥類の目・科・種(和名)及び配列は、日本鳥類目録改訂第7版(日本鳥学会、平成24年)に拠った。
- 種の指定等の要件は次の通りである。
環境省レッドリスト(平成24年改訂)
CR: 絶滅危惧種 I A類、EN: 絶滅危惧種 I B類、VU: 絶滅危惧種 II 類、NT: 準絶滅危惧種、
DD: 情報不足、LP: 絶滅のおそれのある地域個体群
国内希少: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種
国天: 国指定天然記念物
- 印は一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第6項第1号により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。



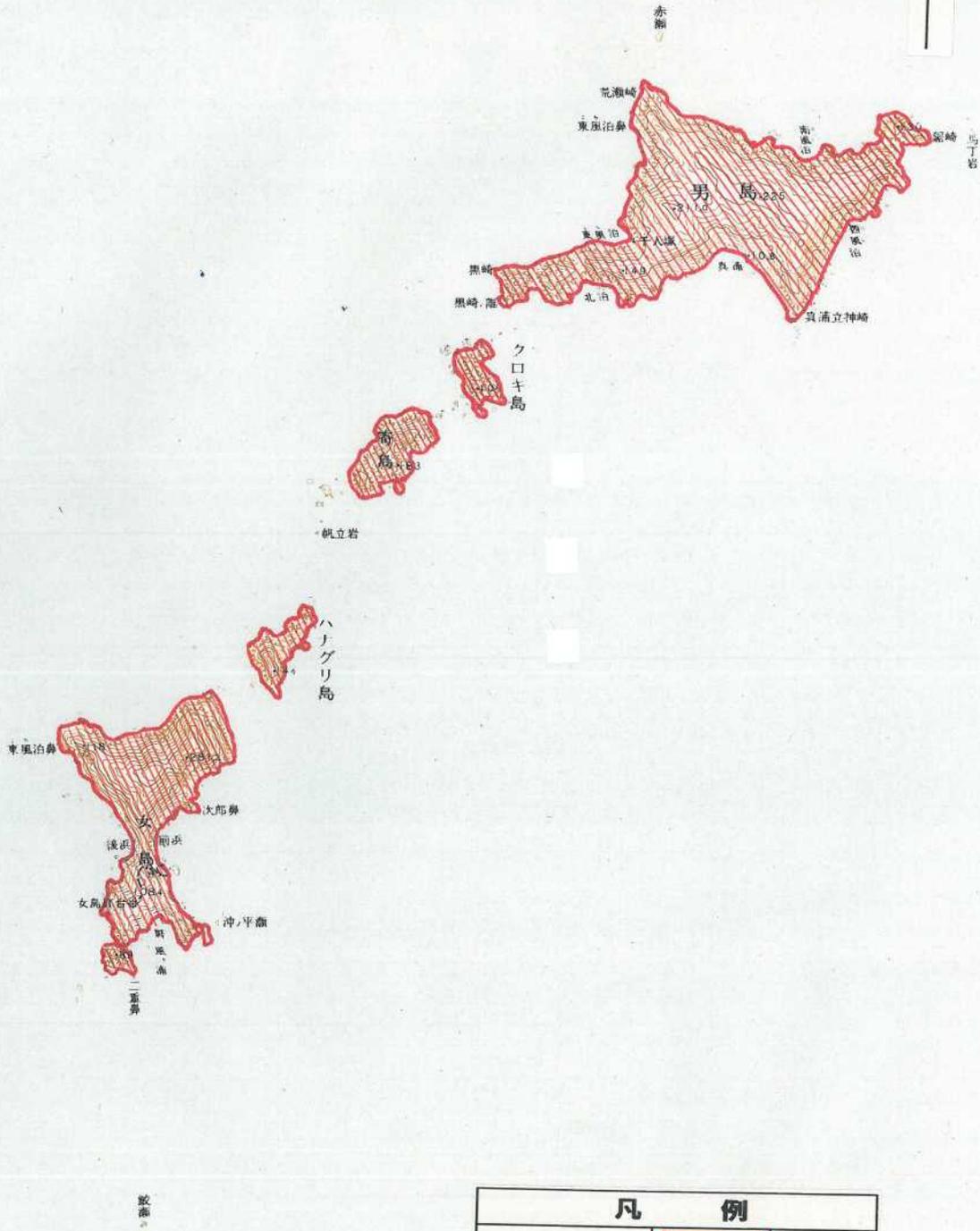
国指定男女群島鳥獣保護区・
男女群島特別保護地区 位置図



凡 例		
鳥獣保護区		416ha
特別保護地区		416ha



国指定男女群島鳥獣保護区・ 男女群島特別保護地区 区域図



凡 例		
鳥獣保護区		416ha
特別保護地区		416ha

